

## 7.5 埋立方法

1. 廃石綿等は、最終処分場内の一定の場所において、廃石綿等が分散しないよう埋立てる。

(参)令第6条の5第3号ル

2. 廃石綿等の埋立て方法は次の方法により行う。

(1) 場内にあらかじめ溝又は穴を掘り、その中に埋立てる。

(2) 埋立ては、袋又は容器に入れたまま行う。

(3) プラスチック袋は、破損しないようにし、できるだけ重機械の使用を避けて埋め立てる。

(4) 1日の作業終了後、埋立面の上面に厚さ15cm以上の覆土をする。

(5) 廃石綿等の埋立場所において転圧等のための重機等を使用する場合には、必要な厚さの覆土等を行い、プラスチック袋等の破損による石綿の飛散を防止する。

(6) 覆土材は、石綿を含むものであってはならない。またプラスチック袋を容易に破損させない形状のものとする。

3. 廃石綿等の埋立完了後は、その上部全面に目印となるシートで覆うなどの措置を行った後、2m以上の厚さで覆土する。

### 【解説】

1. 廃石綿等の最終処分場における取扱いで最も重要な点は石綿の一般大気への飛散防止である。
2. 廃石綿等を埋立てる場所の選定にあたっては、搬入路の確保、跡地管理等を考慮する。また、廃石綿等が分散しないよう埋め立てるとは、分画埋立により閉鎖後の最終処分場内で廃石綿等が埋め立てられている場所を特定しやすくするためである。
3. 溝又は穴に埋立てることとしたのは、作業用重機等によるプラスチック等の破損を防止するためである。
4. 溝又は穴の容量は、搬入予定量によるほか、幅は狭く深さは可能な限り深くした方が破損防止には効果的である。なお、掘削作業に際しては、労働安全衛生法による規定を遵守する。
5. 埋立ては、溝又は穴に埋立てることを原則とするが、これと同程度の破損防止効果がある埋立工法を採用してもよい。例えば、埋立場所に十分な覆土や仮設養生材等を施工することにより、プラスチック袋等の破損を防止することもできる。
6. プラスチック袋又は容器に入ったまま埋立てるのは、石綿の飛散量を最小限におさえるため重機械使用の回避はプラスチック袋等の破損を防止するための措置である。

7. 作業終了後の覆土までの応急飛散防止措置として、投入前に袋・容器等が破損しているときには十分に水でぬらしてから埋立てる。

また投入時、袋・容器が破損し石綿が露出している部分には散水し乾かないようにするが、一時的な覆土を行う。

8.1 日の作業終了後に行う覆土は、風雨により消失しないようにするため厚さ 15cm 以上行うものとする。

9. 埋立跡地の再掘削による石綿の飛散を防止するため、万一再掘削された場合でも廃石綿等の埋立場所が確認できるように埋立全面にシートで覆う等、目印を設ける。

(図 7-5～7-8)

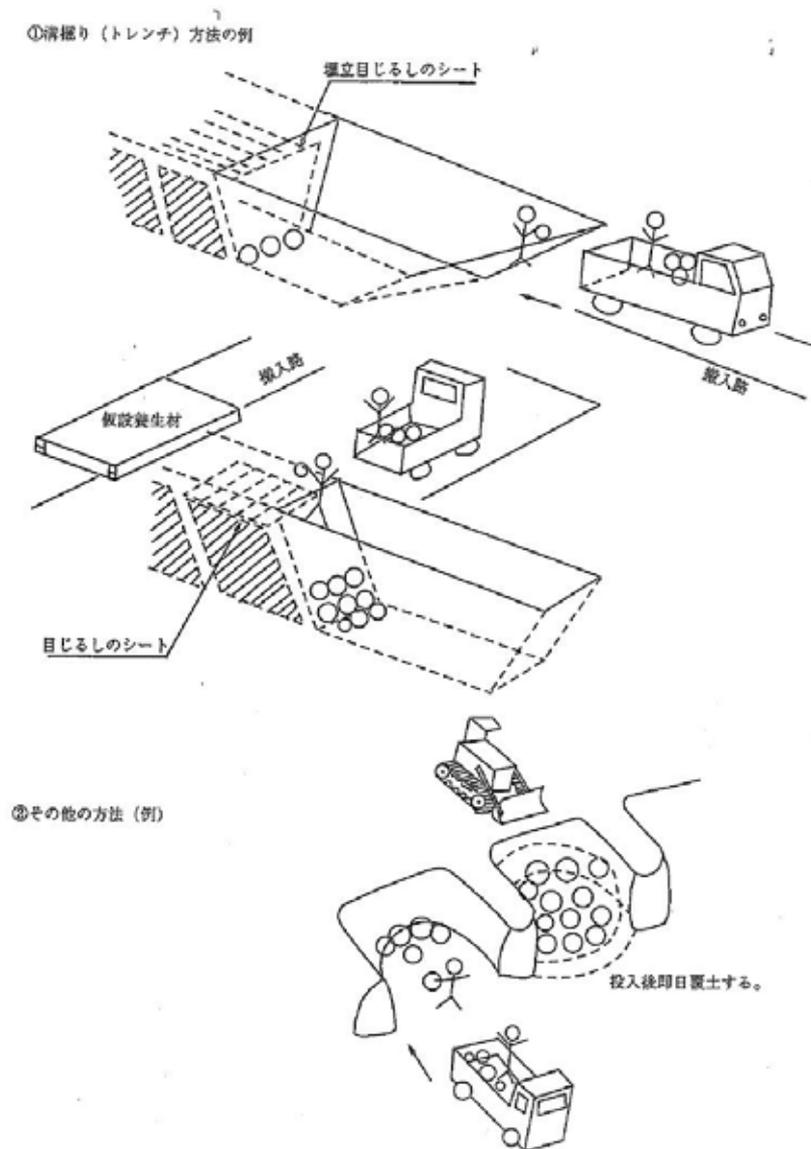


図 7-5 廃石綿等の埋立方法の例



図 7-6 廃石綿等の埋立用穴



図 7-7 廃石綿等の投入

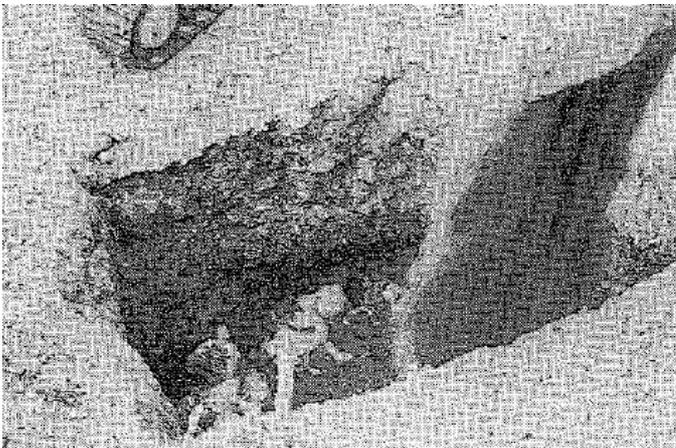


図 7-8 覆土の状況